千葉市中小企業資金融資の

利子補給事務に関する取扱要領

（趣旨）

第１条　千葉市中小企業資金融資要綱（以下「融資要綱」という。）第２４条に規定する利子補給についての取扱いは、融資要綱に定めるもののほか、この要領によるものとする。

（利子補給の時期等）

第２条　利子補給は、９月末日締切り及び３月末日締切りの年２回とし、取扱金融機関の実収利息に対し行うものとする。

２　利子補給金の算出式は、次のとおりとする。

　　　　　　　　　　利子補給率

実収利息×　　　　　　　　　　　　　＝利子補給金

　　　　　　　融資金額に対する年利率

（利子補給金の申請・請求権及び受領権の委任）

第３条　申込者は、一部利子補給金の申請、請求及び受領の権限を取扱金融機関に委任する旨を記載した融資申込書を、当該取扱金融機関を経由して市に提出するものとする。

（利子補給の申請）

第４条　委任を受けた金融機関は、融資要綱第１８条に規定する融資実行報告書兼利子補給申請書を提出しなければならない。

２　市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容について審査し、中小企業資金融資利子補給決定通知書（様式第１号）により、取扱金融機関の利子補給に関する請求事務を行う金融機関（以下「取りまとめ金融機関」という。）に対して通知するものとする。

（利子補給金の交付申請及び実績報告）

第５条　取りまとめ金融機関は、利子補給金の交付について、４月１日～９月３０日までの期間に支払った利子については、原則１０月末まで、１０月１日～３月３１日までの期間に支払った利子については、４月末までに中小企業資金融資利子補給金交付申請書及び実績報告書（様式第２号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要と認める場合にはこの限りではない。

（利子補給金の交付決定等）

第６条　市長は、前条に基づく申請書を受け付けた場合は、その内容について審査し、内容が適正であると認めたときは、利子補給金の交付を決定し、その額を確定した後に中小企業資金融資利子補給金確定通知書（様式第３号）を取りまとめ金融機関に通知するものとする。

（利子補給金の請求）

第７条　取りまとめ金融機関は、利子補給金の請求をするときは、市指定の請求書に利子補給金明細書（様式第４号）を添付して、市に提出するものとする。この際請求書に振込口座番号を明記するものとする。

（利子補給金の支払いと利用者への入金依頼）

第８条　市は、前条に規定する請求手続に基づいた請求金額を取りまとめ金融機関に対し支払う。

（利子補給金入金完了の報告）

第９条　取りまとめ金融機関は、前条に基づく利子補給金の受領後速やかに、利用者各自の口座に入金する。

（利子補給金の優遇）

第１０条　融資要綱第２４条第２項に規定する「市長が別に指定する借受者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

（１）次に掲げる施設に入居している者。

ア　CHIBA－LABO

イ　千葉大亥鼻イノベーションプラザ

ウ　千葉県外資系企業スタートアップセンター

エ　千葉大学サイエンスパークセンター

オ　千葉大学知識集約型共同研究拠点

（２）前号に掲げる施設を退去後１年以内の者。

（３）千葉市産業振興財団の主催する「ベンチャーカップCHIBA」に入賞後、１年以内の者。

（４）本社を市外から市内に転入後、１年以内の者。

（５）次に掲げるSDGsに関連する認証等を取得している者。

　　ア　ちばSDGsパートナー登録制度

　　イ　千葉市脱炭素推進パートナー支援制度（パートナープラス）

　　ウ　千葉市健康づくり推進事業所認証制度（ブルークラス以上）

　　エ　えるぼし認定

　　オ　くるみん認定

　　カ　もにす認定

２　前項に該当する借受者の利子補給額は、対象となる制度融資の残高（以下「融資残高」という。）について以下のとおりとする。

（１）前項第１号に該当する者については、２，５００万円を上限として、年２．０％で算出した額とする。

（２）前項第２号及び第３号に該当する者については、５，０００万円を上限として、年２．０％で算出した額とする。ただし、前号の利用残高を含める。

（３）前項第４号に該当する者については、振興資金に限り、年１．１％で算出した額とする。

（４）前項第５号に該当する者については、チャレンジ資金、トライアル支援資金、振興資金、小規模事業資金又は経営者保証不要資金（要件ア）を利用する場合の利子補給額について、融資要綱に規定する利率に年０．５％を加算して算出した額とする。ただし、融資利率から加算後の利子補給率を減じた値が０．２％を下回らないものとする。

（５）前号に規定する優遇を受けることができるのは、前項第５号アからカでそれぞれ１度限りとする。ただし、優遇措置を受けている債権を借換えする場合について、既存債権の残高が新規借入額の

１／２以上である場合、借換え１回に限り、借換え後の債権も既存債権の当初融資期日まで優遇措置の対象とする。

（利子補給金の調査）

第１１条　市は、必要に応じて、この取扱事務について取扱金融機関に対し調査又は説明を求めることができる。

（利子補給金の返還）

第１２条　取扱金融機関は、利子補給金を返還する事由が発生した場合、利子補給金返還申出書（様式第５号）により市に対し通知し、市より送付される納付書にて、市が指定した期限までに返還金を納付するものとする。ただし、市は、必要と認める場合には申込者に対し、返還金の納付を求めることができる。

（遅延損害金）

第１３条　取扱金融機関又は申込者は、利子補給金の返還を命ぜられ、これを市が指定した期限までに納付しなかったときは、遅延損害金を市に納付しなければならない。

　　　附　則

１　この要領は、平成２１年４月１日から施行する。

２　この要領の改正前に資金の融資を受けた者については、なお従前の例による。

　　　附　則

この要領は、平成２２年４月１日から施行する。

　　　附　則

この要領は、平成２３年２月１日から施行する。

　　　附　則

この要領は、平成２３年４月１日から施行する。

　　　附　則

この要領は、平成２４年４月１日から施行する。

　　　附　則

この要領は、平成２５年４月１日から施行する。

　　　附　則

この要領は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２９年４月１日から施行する。

　　　附　則

１　この要領は、平成３０年４月１日から施行する。

２　この要領の施行の際現に第１０条第１項第１号アの施設に入居している者が、当該施設を退去した翌日に市と連携協定を締結した民間レンタルオフィスに入居し、かつ、千葉市民間創業支援施設連携促進事業補助金交付要綱に定める補助を受ける場合は、当該補助対象期間にあっては第１０条第１項第１号、当該補助対象期間終了後１年の間にあっては同項第２号に該当する者とみなす。

３　この要領による改正前の第１０条第１項第1号イから退去後１年以内の者については、第１０条第１項第２号に該当する者とみなす。

附　則

１　この要領は、平成３０年７月１日から施行する。

２　この要領による改正前の第１０条第１項第１号ア又はイから退去後１年以内の者については、第１

０条第１項第２号に該当する者とみなす。

附　則

この要領は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和２年９月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和３年８月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和３年１１月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和５年３月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。







